

フリブール州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 7月17日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施する旨を発表

【本文】

7月17日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 ディスコ、ナイトクラブ、バー（屋内及び屋外）

7月20日以降、店舗は、客に対し、身分証明書と携帯電話番号の提示を求めることが義務付けられます（新型コロナウイルス感染者への追跡調査を可能とするため）。

2 集会、イベント、行事

非政治的及び非商業的な行事においては、参加者は、最大300人までに制限されます。当該制限措置は、強化された感染防止措置が条件に、例外を申請できますが、宗教的行事（特に葬儀）も特別な感染防止措置の対象となります。

3 店舗におけるマスク着用

フリブール州政府は、10人以上の人が同時に店舗内にいる場合、マスク着用を強く推奨します。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況が悪化する場合、マスク着用を義務化する可能性もあります。

フリブール州政府は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況が悪化する場合、独自措置を強化する可能性について言及するとともに、個人の責任においても感染予防に注意するよう呼びかけています。

○フリブール州発表

<https://www.fr.ch/de/covid19/news/der-kanton-freiburg-verstaerkt-corona-massnahmen-fuer-veranstaltungen-diskothecken-und-bars>

（リンクはドイツ語、他にフランス語あり）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>